

# 財団法人茨城県科学技術振興財団寄付行為

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人茨城県科学技術振興財団（以下「法人」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県つくば市竹園に置く。

(目的)

第3条 この法人は、本県における科学技術の基礎的、創造的な研究開発の推進及び研究体制の強化を促進し、もって県内の科学技術の振興に寄与するとともに、新たな事業展開を図ろうとする創造的企業を支援し、もって県内産業の高度化を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究開発奨励に関すること。
- (2) 科学技術交流支援に関すること。
- (3) 科学技術振興に係る調査研究に関すること。
- (4) 創造的企業の創出支援に関すること。
- (5) 地域結集型共同研究に関すること。
- (6) つくば国際会議場の管理運営に関すること。
- (7) つくばサイエンス・アカデミーの運営に関すること。
- (8) 生活支援ロボットの研究開発推進に関すること
- (9) 前各号の事業を達するために必要な事業。

(業務方法書)

第4条の2 この法人は、前条第1号、第4号、第5号、第7号及び第9号に掲げる事業の適正な運営を図るため、当該事業に係る業務の方法を定めるものとする。

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会費収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産、科学技術振興基金、研究開発奨励基金及び運用財産とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 科学技術振興基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中、科学技術振興基金の部に記載された財産
- (2) 理事会で科学技術振興基金の部に繰り入れることを議決した財産

4 研究開発奨励基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中、研究開発奨励基金の部に記載された財産
- (2) 理事会で研究開発奨励基金の部に繰り入れることを議決した財産

5 運用財産は、基本財産、科学技術振興基金及び研究開発奨励基金以外の資産とする。

(基本財産、科学技術振興基金及び研究開発奨励基金の処分等)

第7条 基本財産、科学技術振興基金及び研究開発奨励基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の定数の4分の3の同意を得、かつ、茨城県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産、科学技術振興基金及び研究開発奨励基金のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、その他確実な有価証券に代えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(会計の区分)

第10条 この法人の会計は、会計年度ごとに一般会計及び特別会計の2種に区分して処理する。

2 一般会計は、特別会計以外の収支を経理する。

3 特別会計は、研究開発奨励事業特別会計、つくば国際会議場特別会計及びつくばサイエンス・アカデミー特別会計とする。

- (1) 研究開発奨励事業特別会計は、研究開発奨励に関する事業に係る収支を経理する。
- (2) つくば国際会議場特別会計は、つくば国際会議場の管理運営に関する事業に係る収支を経理する。
- (3) つくばサイエンス・アカデミー特別会計はつくばサイエンス・アカデミーの運営に関する事業に係る収支を経理する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及び収支予算（特別会計に係るものを含む。以下同じ。）は、会計年度開始前に理事会の議決によりこれを定める。

2 事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決によりこれを定める。

(収支決算)

第 12 条 この法人の収支決算（特別会計に係るものを含む。以下同じ。）は、会計年度終了後 2 箇月以内に、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 13 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 3 章 役員及び事務局

(役員の設定)

第 14 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 副理事長 1 人
- (3) 専務理事 1 人
- (4) 理事（理事長、副理事長及び専務理事を含む。） 3 人以上 13 人以内
- (5) 監事 2 人以内

(役員を選任)

第 15 条 役員は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 16 条 理事長は、この法人を代表し、法人の事務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、副理事長を補佐し、理事長及び副理事長ともに事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、法人の事務の執行を決定する。

5 監事は、民法第 59 条（第 4 号を除く。）の職務を行う。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### (役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、理事会及び評議員会において総数の3分の2以上の理事又は評議員の同意を得て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障その他により職務の執行に耐えられないと認められるとき。
  - (2) 法人の名誉を毀損し、又は職務上の義務違反があったとき。
  - (3) その他役員として適当でないと認めるとき。
- 2 前項第2号又は第3号の規定により解任しようとする役員には、その解任の議決を行う理事会及び評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

#### (事務局の設置)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、これらの職員は理事長が任命する。

## 第4章 評議員及び顧問

#### (評議員)

第20条 この法人に評議員3人以上18人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員は、評議員会を構成し、この寄付行為に定める事項のほか、理事長の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。
- 5 評議員については、第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、第17条及び第18条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

#### (顧問)

第21条 この法人に顧問25人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が任命する。
- 3 顧問は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 顧問は、この法人の重要事項に関し、理事長の諮問に応じ、又は理事長に対し意見を具申する。
- 5 顧問については、第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、第17条及び第18条中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

## 第5章 会 議

#### (種類)

第22条 この法人の会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(構成)

第 23 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 諸規定の制定及び改廃
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 次に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 寄付行為の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他理事長が付議した事項

(開催)

第 25 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の 2 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 評議員の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第 26 条 会議は、理事長が招集する。

2 会議を招集するには、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会議の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席議員のうちから選任する。

(定足数)

第 28 条 会議は、理事又は評議員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 会議の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席理事又は出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。この場合において、

議長は、理事又は評議員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 30 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、その会議に出席したものとみなす。

2 理事長は、軽易な事項について書面を送付して賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第 31 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は評議員の定数及び現在数
- (3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事長並びに出席した理事又は評議員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

## 第 5 章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第 32 条 この寄付行為は、理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、茨城県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 33 条 この法人は、理事会において総数の 3 分の 2 の同意を得、かつ、茨城県知事の許可があった場合に解散する。

2 解散したときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ、茨城県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

## 第 7 章 雑 則

(委任)

第 34 条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この寄付行為は、茨城県知事の設定の許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 15 条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び次年度収支予算は、第 11 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところとする。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この寄付行為は、茨城県知事の変更の認可があった日から施行する。

付 則

この寄付行為は、平成 1 1 年 5 月 3 1 日から施行する。

付 則

この寄付行為は、茨城県知事の変更の認可があった日から施行する。

付 則

この寄付行為は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄付行為は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄付行為は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄付行為は、平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日から施行する。

付 則

この寄付行為は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄付行為は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄付行為は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

この寄付行為は、平成25年4月1日から施行する。